

延長保育について (お願い)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本園の運営に対し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在実施いたしております延長保育の要領について、説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。
この制度は、勤務の終了が午後6時を過ぎる場合や、勤務先が遠方のため、お迎えの時間が遅くなる保護者に安心して働いて戴くため、延長保育登録をさせていただいたうえ実施した制度ですが、その他、何かの都合により延長保育を必要とする場合も含め午後6時を過ぎる延長保育利用条件を定めております。

- 利用条件 (1) 保護者が、月のうち午後6時を超える勤務が生じるとき。
但し、毎日でなくてよい。 (延長保育登録申込書(2)を提出)
- (2) 保護者が、午後6時迄の勤務であるが、事情があって月のうち数日午後6時を超える場合。
但し、毎日でなくてよい。 (延長保育申込書(1)を提出)
- (3) 登録料は月額¥1,000-として、利用1日につき¥100-とします。
- 追加 登録のない場合は、下記の通り実施いたします。
- (1) 登録料は不要ですが、利用1日につき¥500-とします。

今年度も、ご利用の皆様には、お手数をかけますが、登録に必要な下記の書類をご提出くださいますようお願い申し上げます。

敬具

(きりとり)

延長保育申込書(1)

川内わかば保育園 殿	延長保育を申込みます。
住 所	
園児 氏名	
保護者氏名	
開始年月日	
※職員のローテーションの都合早めに申し出て下さい。	

(きりとり)

延長保育登録申込書(2)

児童名		クラス名	
保護者氏名			
住 所			
就労形態	1. 常勤	2. パート	3. その他()
就労時間	月曜日から金曜日	時	分より 時 分まで
就労時間	土曜日	時	分より 時 分まで
就労時間	終業が遅くなる時	時	分まで
事業所	上記のとおり相違ありません。		
	所在 名称		
	代表者		印